

令和3年4月27日

指定特定相談支援事業所
指定障がい児相談支援事業所
管理者 様

大阪市福祉局障がい者施策部
障がい福祉課長
障がい支援課長

令和3年度報酬改定にかかる計画相談支援給付費・ 障がい児相談支援給付費の取扱いについて

平素は、本市障がい福祉施策の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標題につきまして、厚生労働省から発出された通知等を踏まえ、計画相談支援給付費・障がい児相談支援給付費に関する報酬改定内容を次のとおりまとめましたので、お知らせします。

なお、本事務連絡は報酬改定の概要をお知らせするものであり、サービス提供や給付費請求に当たっては、法令等を十分確認のうえ、適切に実施していただきますようお願いいたします。

記

1 報酬改定に伴う見直し項目等

①基本報酬の見直し等

質の高い相談支援の実施や専門性の高い支援を行うための体制を適切に評価するため、特定事業所加算を廃止し、その内容に相当する段階別の基本報酬を創設。また、小規模な事業所において経営の安定化を図るため、基本報酬単価を引き上げ。

②加算の創設・変更

ソーシャルワークやケアマネジメントに基づく支援の展開において重要である業務のうち、従来報酬上の手当がされておらず、かつ、多くの時間を要する業務を、加算により評価。

③モニタリング期間の決定における利用者の個別状況の適切な勘案の実施の促進

対象者の状況等に応じた適切な頻度でモニタリングを行うことにより、計画相談支援等の質が向上するよう、標準期間をより短くすることを検討すべき場合の視点・具体的対象者像を示す等による運用改善。

④業務効率化及び文書量削減の促進

事務負担の軽減及び文書量の削減を図り、業務効率化を促進するため、基準省令に定める記録に加算を算定したことを挙証する事項についての記載がある場合、別の記録を改めて作成することを要しないとする運用改善。

⑤災害時の対応や感染症対策、虐待防止の取組

災害や感染症への対応力強化、虐待防止の取組のさらなる推進のため、指定相談支援事業所を含む全ての障がい福祉サービス事業所に対して、指定基準改正等により必要な措置を義務化。

2 基本報酬の見直し等について

(1) 基本報酬の見直し

《趣旨》

機能強化型サービス利用支援費は、支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のマネジメントの質の向上に資することを目的とするもの。

《見直しの内容》

従来の特定事業所加算を廃止し、特定事業所加算（Ⅱ）～（Ⅳ）に相当する人員体制及び質の高い業務の実施体制を評価する段階別の基本報酬「機能強化型（継続）サービス利用支援費・（継続）障がい児支援利用援助費（Ⅰ）～（Ⅲ）」を創設する。また、特定事業所加算（Ⅳ）の人員配置要件をさらに緩和した段階の「機能強化型（継続）サービス利用支援費・（継続）障がい児支援利用援助費（Ⅳ）」を創設する。

なお、特定事業所加算（Ⅰ）において評価していた主任相談支援専門員の配置は別途、加算による評価とする。また、報酬の各段階とも、経過措置は設定しない。

	サービス利用支援費	継続サービス利用支援費	障がい児支援利用援助費	継続障がい児支援利用援助費	備考
機能強化型（Ⅰ）	1864 単位	1613 単位	2027 単位	1724 単位	特定事業所加算（Ⅱ）に相当
機能強化型（Ⅱ）	1764 単位	1513 単位	1927 単位	1624 単位	特定事業所加算（Ⅲ）に相当
機能強化型（Ⅲ）	1672 単位	1410 単位	1842 単位	1527 単位	特定事業所加算（Ⅳ）に相当
機能強化型（Ⅳ）	1622 単位	1360 単位	1792 単位	1476 単位	新設

【機能強化型（継続）サービス利用支援費・（継続）障がい児支援利用援助費の算定要件】

①機能強化型（Ⅰ）

常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員であること、及び下記の〈共通要件〉を全て満たし、事前に市町村に届け出ていること。

②機能強化型（Ⅱ）

常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員であること、及び下記の〈共通要件〉を全て満たし、事前に市町村に届け出ていること。

③機能強化型（Ⅲ）

常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員であること、及び下記の〈共通要件〉のうち**b（24時間連絡体制）**以外のものを全て満たし、事前に市町村に届け出ていること。

④機能強化型（Ⅳ）

専従の相談支援専門員を2名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了した常勤の相談支援専門員であること、及び下記の〈共通要件〉のうち**b（24時間連絡体制）**以外のものを全て満たし、事前に市町村に届け出ていること。

〈共通要件〉

- 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的（概ね週1回以上）に開催すること。
- 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
- 指定特定（障がい児）相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

- d) 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画（障がい児）相談支援を提供していること。
- e) 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。
- f) 取扱件数が 40 未満であること。

※職員の兼務について

上記の要件において配置が求められている相談支援専門員については、同一敷地内にある指定障がい児（又は特定）相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の職務を兼務しても差し支えない。

また、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員 1 名を含む〔Ⅰ…3 名、Ⅱ…2 名、Ⅲ…1 名〕を除いた者については、当該指定特定（障がい児）相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えない。

機能強化型（継続）サービス利用支援費・（継続）障がい児支援利用援助費を算定しない場合、（継続）サービス利用支援費・（継続）障がい児支援利用援助費（Ⅰ）を算定し、取扱件数が 40 以上の場合、40 以上に相当する件数について、（継続）サービス利用支援費・（継続）障がい児支援利用援助費（Ⅱ）を算定する。

サービス利用支援費（Ⅰ）	1522 単位	障がい児支援利用援助費（Ⅰ）	1692 単位
継続サービス利用支援費（Ⅰ）	1260 単位	継続障がい児支援利用援助費（Ⅰ）	1376 単位
サービス利用支援費（Ⅱ）	732 単位	障がい児支援利用援助費（Ⅱ）	815 単位
継続サービス利用支援費（Ⅱ）	606 単位	継続障がい児支援利用援助費（Ⅱ）	662 単位

※取扱件数については、平成 30 年 4 月 9 日付け当課事務連絡「平成 30 年度報酬改定にかかる計画相談支援給付費・障がい児相談支援給付費の取扱いについて」を参照のこと。

（2）主任相談支援専門員配置加算の創設

常勤かつ専従の主任相談支援専門員を配置し、当該事業所・その他の地域の指定相談支援事業所の従業者に対して資質の向上のための研修を実施した場合、1 月につき 100 単位を加算。
※事前の届出と、体制が整備されている旨の事業所掲示・公表が必要。

（3）従たる事業所及び複数事業所による協働体制の確保等

人口の少ない地域等においてもきめ細やかな相談窓口の設置を可能とするため、従たる事業所（いわゆるサテライト）の設置を可能とする。

また、機能強化型基本報酬の算定要件のうち、「24 時間の連絡体制の確保」「人員配置体制の確保」について、複数事業所の協働による体制の確保を可能とする。その場合、以下の要件をすべて満たすこと。

- ・ 協働する全ての事業所が同一市町村又は圏域の地域生活支援拠点等であること。
- ・ 協働体制を確保する事業所間において、協定を締結していること。
- ・ 要件を満たしているかについて、協定を締結した事業所間において定期的（月 1 回）に確認が実施されていること。
- ・ 原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会等を月 2 回以上共同して実施していること。
- ・ 協働する全ての事業所において、常勤かつ専従の相談支援専門員が 1 名以上配置されていること。

こと。

3 各種加算について

(1) ピアサポート体制加算【創設】

《趣旨》

ピアサポートの専門性について、利用者と同一目線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消などに効果があることを踏まえ、加算により評価する。

《加算の内容》

次の要件を全て満たすと本市に届け出た事業所につき、体制加算として、100 単位／月を加算する。

- ・地域生活支援事業の「障がい者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5人以上配置していること。

①障がい者又は障がい者であったと本市が認める者

②管理者、相談支援専門員、指定計画（障がい児）相談支援に従事する者

※上記職員が併設する事業所（計画相談支援・障がい児相談支援・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援に限る。）の職員を兼務する場合は兼務先を含む業務時間の合計が0.5人以上の場合も算定可。

- ・上記のいずれかの者により、当該事業所の従業員に対し、障がい者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。
- ・上記の者を配置していることを当該事業所に掲示するとともに、公表していること。（氏名の公表までを求めるものではない。予め、本人に公表の趣旨を説明し、同意を得ること。）

※令和6年3月31日までの間は、経過措置として、都道府県又は市町村が上記研修に準ずると認める研修を修了した者を常勤換算方法で0.5人以上配置する場合についても本要件を満たすものとする。（②の者の配置がない場合も算定可。）

なお、本経過措置については、令和3年4月19日付大阪府福祉局障がい福祉課等連名通知「障がい者ピアサポート研修にかかる経過措置の取扱いについて（通知）」を参照のこと。

(2) 初回加算【拡充】

《趣旨》

申請者等の障がい受容に寄り添い、又は、利用しようとするサービスのイメージ作りに丁寧に対応する必要がある場合等、障がい福祉サービスの利用申請からサービスの利用計画案の策定までには平均的な期間よりも長期間を要することがある。このような場合に利用者主体のきめ細やかな支援を評価するため、初回加算を拡充する。

《加算の内容》

- ・初回加算を算定する利用者について、契約日からサービス等利用計画案・障がい児支援利用計画案を交付した日までの期間が3月を超える場合であり、かつ、3月が経過する日以後に月2回以上、利用者の居宅等に訪問し面接を行った場合、その月分の初回加算に相当する額を加えた単位（所定単位数に当該面接を行った月の数（3を限度とする。）を乗じて得た単位数）を、所定単位数に加算する。
- ・居宅介護支援事業所等連携加算を取得した場合は、加算を取得した最終月から6月経過するまでは、初回加算を算定できない。

(3) 集中支援加算【創設】

《趣旨》

モニタリング期間はサービスの支給決定と併せて定期に行われるもの（市町村が必要と認める期間）として決定されるが、利用者等の状況は変化するほか、臨時の事態により対応が必要となることがある。このような際、相談支援専門員が対応する例があるが、予定されたモニタリング月以外の業務については基本報酬が発生しないことから、臨時のサービス調整等の業務を評価するため、集中支援加算を創設する。

《加算の内容》

次のいずれかに該当する場合、該当するそれぞれの場合ごとに 300 単位／月を算定

①利用者、家族、市町村、障がい福祉サービス事業者等の求めに応じ、月 2 回以上、利用者の居宅等を訪問して面接を行った場合

②利用者や家族の参加するサービス担当者会議を開催した場合

③障がい福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、病院、企業、地方自治体等の求めに応じ、当該機関の開催する会議に参加した場合

※サービス利用支援費、継続サービス利用支援費、障がい児支援利用援助費、継続障がい児支援利用援助費、入院時情報連携加算、退院・退所加算を算定している場合には算定できない。

※本加算を算定する場合は、必要な記録を作成しなければならない。

※集中支援加算は臨時的、不定期な業務について報酬上の評価を行うものであり、頻回に又は定期的に算定される場合には、支援の検証を行い、モニタリング頻度を短縮する等の見直しを検討する必要がある。

(4) 居宅介護支援事業所等連携加算【拡充】、保育・教育等移行支援加算【創設】

《趣旨》

利用者の地域での生活は障がい福祉サービス等の利用状況に関わらず継続しているものであるが、計画相談支援・障がい児相談支援の提供は障がい福祉サービス等の利用終了をもって終結する。従って、終結に当たり、相談支援を継続することが必要な場合には、他分野の相談支援機関等へのつながりが求められる。他機関へつながりに当たっては、情報等の連携や一定期間併走することが重要であることから、計画相談支援において居宅介護支援事業所等連携加算を見直すとともに、障がい児相談支援において保育・教育等移行支援加算を創設する。

《加算の内容》

計画相談支援においては、次の①～⑥のいずれかに該当する場合に居宅介護支援事業所等連携加算として所定単位数を算定し、障がい児相談支援においては、次の⑦～⑨のいずれかに該当する場合に保育・教育等移行支援加算として所定単位数を算定。

【介護保険の利用開始に伴って引継ぎを行う場合】

①指定居宅介護支援事業所等に対して利用者にかかる必要な情報を文書（この目的のために作成した文書に限る。）により提供し、ケアプランの作成に協力した場合…100 単位

②月 2 回以上、利用者の居宅等を訪問して面接を行った場合…300 単位

③利用者の心身の状況の確認及び支援方針の検討にかかる指定居宅介護支援事業者等の開催する会議に参加した場合…300 単位

※指定居宅介護支援事業所等については、当該指定相談支援事業所と一体的に運営されている場合を除く。

【通常の企業等への就職に伴って引継ぎを行う場合】

- ④障がい者就業・生活支援センター、当該事業所の事業主等に対して利用者にかかる必要な情報を文書（この目的のために作成した文書に限る。）により提供し、支援内容の検討に協力した場合…100 単位
- ⑤月 2 回以上、利用者の居宅等を訪問して面接を行った場合…300 単位
- ⑥利用者の心身の状況の確認及び支援方針の検討にかかる障がい者就業・生活支援センター、当該事業所の事業主等の開催する会議に参加した場合…300 単位

【進学・企業等への就職に伴って引継ぎを行う場合】

- ⑦保育所等、障がい者就業・生活支援センター、当該事業所の事業主等に対して利用者にかかる必要な情報を文書（この目的のために作成した文書に限る。）により提供し、支援内容の検討に協力した場合…100 単位
- ⑧月 2 回以上、利用者の居宅等を訪問して面接を行った場合…300 単位
- ⑨利用者の心身の状況の確認及び支援方針の検討にかかる保育所等、障がい者就業・生活支援センター、当該事業所の事業主等の開催する会議に参加した場合…300 単位

※「利用者の居宅等」とは、利用者の居宅、障がい者支援施設等、病院をいう。

《算定の考え方》

【サービス利用中】

- ・上記①～⑨のうち、該当した場合に定める単位数を合算した単位数を 1 月につき算定。
- ・①～⑨については、それぞれ 2 回を限度とする。

【サービス利用終了後】

- ・サービス利用終了後においても支援を行うことに関して予め利用者の同意を得た上で、上記①～⑨に該当する場合は、1 月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を算定する。
- ・障がい福祉サービス等の利用を終了した日から起算して 6 月以内の支援に限る。
- ・サービス利用終了月と支給決定期間の終期月が同じ場合、支援の終了後、支給決定期間の終期月分として改めて請求する。

※本加算は、利用者が介護保険における指定居宅介護支援等の利用を開始する場合、保育所等に入所・入学等した場合、通常の事業所等に新たに雇用された場合に算定できる。

※本加算は、サービス利用支援費、障がい児支援利用援助費、継続サービス利用支援費、継続障がい児支援利用援助費を算定している月は算定できない。（上記①④⑦を除く。）

※本加算を算定する場合は、必要な記録を作成しなければならない。

（5）加算の算定に関する留意点

他の加算と支援の内容が重複する場合、同一の支援業務において複数の加算を算定することはできないため、次のような場合は、いずれかの加算を選択し請求を行う必要がある。

- ①居宅介護支援事業所等連携加算における「情報提供」及び「会議参加」と、入院時情報連携加算
- ②居宅介護支援事業所連携加算における「会議参加」と、退院・退所加算
- ③集中支援加算における「会議参加」と、入院時情報連携加算（Ⅰ）及び退院・退所加算

4 モニタリング期間決定における利用者の個別状況の適切な勘案の実施の促進

《趣旨》

モニタリング期間の決定に当たっては、施行規則において実施標準期間が示されているが、同時に個別の状況を勘案することとしている。しかし、画一的に実施標準期間によって決定されている例があるとの声もあることから、モニタリング実施期間の決定において、個別の状況を適正に勘案するため、モニタリング頻度を標準期間より短縮することを検討する際の視点及び具体例をより詳細に示す運用改善を行う。

《具体例》

標準期間において示した状態像以外であっても、例えば本人の特性、生活環境、家庭環境等などにより、次のような状態像となっている利用者の場合、頻回なモニタリングを行うことで、より効果的に支援の質を高めることにつながると考えられるため、標準よりも短い期間で設定することが望ましい。

- ・生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- ・利用する指定障がい福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者
- ・その他障がい福祉サービス等を安定的に利用することに課題のある者
- ・障がい福祉サービス等と医療機関等との連携が必要な者
- ・複数の障がい福祉サービス等を利用している者
- ・家族や地域住民等との関係が不安定な者

次に掲げる者は、上記の状況に該当する場合が多いと考えられるため、モニタリング期間の設定に当たっては、特に留意して検討すること。

- ・単身者（単身生活を開始した者、開始しようとする者）
- ・複合的な課題を抱えた世帯に属する者
- ・医療観察法対象者
- ・犯罪をした者等（矯正施設退所者、起訴猶予又は執行猶予となった者等）
- ・医療的ケア児
- ・強度行動障がい児者
- ・被虐待者又は、その恐れのある者（養護者の障がい理解の不足、介護疲れが見られる、養護者自身が支援を要する者、キーパーソンの不在や体調不良、死亡等の変化等）

モニタリング頻度は、モニタリング結果の検証等を行う等により必要に応じて見直しを行うこと。

5 業務効率化及び文書量削減のための取組について

《趣旨》

事務負担の軽減及び文書量の削減を図り、業務効率化を促進するため、基準省令に定める記録に加算を算定する業務を実施したことを挙証する事項についての記載がある場合、別の記録を改めて作成することを要しないこととする等の運用改善を行う。

《見直しの内容》

各加算（体制を評価するものを除く。）の算定を挙証するために必要な記録について、次に掲げる事項を含む記録が、指定基準第30条第2項に規定する相談支援台帳等（一体的に記録・保管されている個々の利用者への相談支援の提供ごとの支援経過等の記録や会議録を含む。）に記載されている場合、別途、重ねて記録を作成する必要はない。

※実地指導等において市町村等から求めがあった場合には直ちに提示できるよう整理し保管すること。

※国において、各種加算にかかる記録の標準様式の提示は廃止されたが、同様式を記録に活用することは差し支えない。

加算名	記録に記載する事項
【利用者及び家族への面接に係る加算】	
初回加算（重ねて算定する場合） 集中支援加算（訪問） 居宅介護事業所等連携加算（訪問） 保育・教育等移行支援加算（訪問）	・利用者氏名 ・担当相談支援専門員氏名 ・面接を行った年月日、場所及び開始時刻・終了時刻 ・面接の内容
入院時情報連携加算（Ⅰ）	・利用者氏名 ・担当相談支援専門員氏名 ・機関名、対応者氏名 ・開催年月日、場所及び開始時刻、終了時刻 ・情報共有や情報提供等の概要
退院・退所加算 医療・保育・教育連携加算	・利用者氏名 ・担当相談支援専門員氏名 ・機関名 ・対応者氏名 ・開催年月日、場所及び開始時刻、終了時刻 ・情報交換等の内容、情報交換の結果からサービス等利用計画に反映されるべき事項
【会議の開催、参加に係る加算】	
集中支援加算（会議開催、会議参加） 居宅介護事業所等連携加算（会議参加） サービス担当者会議実施加算 地域体制強化共同支援加算 保育・教育等移行支援加算（会議参加）	・利用者氏名 ・担当相談支援専門員氏名 ・開催年月日、場所、開始時刻・終了時刻及び出席者（氏名、所属・職種） ・検討内容の概要※ （例：支援の経過、支援上の課題、課題への対応策） ※検討事項等に係る詳細については留意事項通知のとおり。
サービス提供時モニタリング加算	・利用者氏名 ・担当相談支援専門員氏名 ・訪問した機関名、場所及び対応者氏名 ・訪問年月日、開始時刻、終了時刻 ・確認した障がい福祉サービスにおけるサービスの提供状況 ・サービス提供時の利用者の状況 ・その他必要な事項

- ・ICTの活用について、サービス担当者会議、機能強化型報酬に係る事例検討会等、感染症の予防のための対策検討委員会、虐待防止のための対策検討委員会についてはオンラインでの実施を可能とする。

6 災害時の対応や感染症対策、虐待防止の取組について

(1) 災害や感染症への対応力強化

昨今、地震や台風、豪雨などの自然災害が頻発しているほか、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する等の状況がある。自然災害の発災や関係者に感染症罹患者が発生する等の状況下においても、利用者の安全を確保し、自らの事業を継続させる必要があるほか、利用者の生活を支援するための通常とは異なる状況に対応した臨機の障がい福祉サービス等の調整を行う必要がある。

このことから、災害や感染症への対応力を強化させるため、小規模な事業所であっても災害時の対応が行えるよう基本報酬を見直し、必要な事項を運営基準に規定して義務化。(全サービス対象、3年間の経過措置あり。)

- ・業務継続計画の策定、研修・訓練の実施
- ・感染症予防にかかる委員会の開催、その検討結果の従業者への周知徹底
- ・感染症予防にかかる指針の整備、研修・訓練の実施

※これらは、他のサービス事業者等との連携により行うことも差し支えない。

(2) 虐待防止の取組の更なる推進等

障がい者虐待防止の更なる推進のため、相談支援事業所を含む全ての障がい福祉サービス事業所に対し、運営基準において次の事項を義務付け。(1年間の経過措置あり。)

- ・虐待防止委員会の設置、その検討結果の従業者への周知徹底
- ・従業者への虐待防止に関する研修の実施
- ・虐待防止等のための責任者の配置

相談支援事業においては、利用者の生活や就労、サービスの利用場面での不適切な処遇や虐待を発見する機会が多いことも想定されることから、日頃から虐待防止等に関する研鑽に努め、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した場合の通報や、不適切な処遇について障がい福祉サービス事業所等に改善を求めること、それらの未然防止等の役割も重要。

また、権利擁護や意思決定支援の取組への関わりも重要。「障がい福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」においては、相談支援専門員は意思決定支援責任者を担う職種のひとつとして挙げられているほか、意思決定支援会議とサービス担当者会議の連動、意思決定の結果を反映したサービス等利用計画(意思決定支援計画)の作成等各所において相談支援事業に触れられていることにも留意。

7 関連情報について

令和3年度報酬改定に関する厚生労働省のホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00007.html

令和3年度報酬改定に係る届出に関する大阪市のホームページ

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000529648.html>

【お問合せ先】

- ・計画相談支援に関すること：
障がい福祉課(担当:和田・谷口・綾塚)
電話 6208-7939 FAX 6202-6962
- ・障がい児相談支援に関すること：
障がい支援課(担当:片岡・山之内)
電話 6208-8076 FAX 6202-6962

参考

計画相談支援給付費・障がい児相談支援給付費 加算算定早見表

加算名称	サービス利用 支援提供月※	継続サービス 利用支援（モ ニタリング） 実施月※	その他の月	備考
ピアサポート体制加算	○	○	×	事前届出が必要、R5 年度まで経過措置あり
行動障がい支援体制加算	○	○	×	事前届出が必要
要医療児者支援体制加算	○	○	×	事前届出が必要
精神障がい者支援体制加算	○	○	×	事前届出が必要
初回加算	○	×	×	セルフプランから変更のケースも算定可 契約から計画交付まで 3 月以上要し所定の要件を満たせば重ねて算定可
退院・退所加算	○	×	×	初回加算算定の場合は不可
医療・保育・教育機関等連携加算	○	×	×	初回加算算定の場合は不可
サービス担当者会議実施加算	×	○	×	
集中支援加算	×	×	○	臨時的・不定期の業務を評価
入院時情報連携加算（Ⅰ、Ⅱ）	○	○	○	
居宅介護支援事業所等連携加算（計画相談支援のみ）	△（*）	△（*）	○	介護保険サービス利用開始時・就職時のみ （*）訪問・会議参加は基本報酬算定時には算定不可
保育・教育等移行支援加算（障がい児相談支援のみ）	△（*）	△（*）	○	進学・就職時のみ （*）訪問・会議参加は基本報酬算定時には算定不可
サービス提供時モニタリング加算	○	○	○	相談支援専門員一人につき 39 件／月まで
地域生活支援拠点等相談強化加算	○	○	○	地域生活支援拠点等の機能を有すると認められた事業所のみ算定可
地域体制強化共同支援加算	○	○	○	地域生活支援拠点等の機能を有すると認められた事業所のみ算定可

※上記表中、「○」は要件を満たす場合に算定可能、「△」は一部算定可能、「×」は算定不可を示す。

※障がい児相談支援においては、サービス利用支援提供月は「障がい児支援利用援助提供月」と、継続サービス利用支援（モニタリング）実施月は「継続障がい児支援利用援助（モニタリング）実施月」と読み替える。